

実質化された人・農地プラン（集落）

提出日：R5年2月20日

市町名：足利市

市町村名	現在の人・農地プラン名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
足利市	筑波地区	平成24年8月23日	令和5年2月20日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積（高松町、羽刈町）	339.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	187.7 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	125.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	25.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	98.9 ha
<p>（備考）</p> <p>筑波地区はこれまで県地区(H27～)・小曾根地区(H30～)において地域集積に伴い地区内での話し合いが行われ、県町・小曾根町内（一部羽刈町含む）においては担い手への農地の集積率が50%を超えている。現在は高松町内の地域集積に取り組んでいる。今後は県・百頭町と合わせての圃場整備事業を先陣に、一層効率的な営農が行えるよう筑波地区全体として基盤整備の計画を行っていく。</p>	

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・用排水兼用の素掘り水路、小区画の圃場が大多数を占め、作業効率が低い。 ・施設園芸と米麦を合わせた複合経営の農業者が多く現時点では担い手が十分確保されているが、高齢の農業者も多いため5～10年後担い手の減少を見据えた農地の集積・集約化に取り組む必要がある。 ・農業委員、農地利用最適化推進員のみならず、担い手にも活動してもらう必要があるため、地域のリーダーとなる担い手の掘り起こし・育成が必要。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・町を超えて又は隣接する群馬県の県境を越えて地区内で広く耕作している担い手も多いため、地区全体として地域集積事業に取り組んだ。今後も更なる集約化に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・基盤強化法に基づく利用権による貸借から農地バンクを通じた貸借への移行を促進していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・地区全体で多面的機能支払交付金事業に取り組んでおり、今後も農地・農道・水路の整備、維持を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域集積の対象となっていない農振白地等集落内にある農地等条件不利地について引き続き地域全体として取り扱いの方法を話し合っていく。
<p>（備考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後を見据え、若手農業者の意見も将来的に取り入れていく。 ・現状の圃場では露地野菜を交えた水田活用はできないため、条件整備に取り組む。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

注3：下線部はR5.2.20更新分